

第4回相良村議会6月定例会会議録

令和6年6月14日（金）開会

（第3号）

相 良 村 議 会

令和6年第4回相良村議会定例会（第3号）

令和6年6月14日

午前10時00分開会

於 会議場

1. 議事日程

日程第1 議案第38号 相良村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

(討論・採決)

日程第2 議案第39号 令和6年度相良村一般会計補正予算（第2号）

(討論・採決)

日程第3 議案第40号 令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第41号 令和6年度相良村農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

(討論・採決)

日程第5 発議第1号 相良村住民投票条例の制定について

日程第6 議員派遣の件

日程第7 閉会中の継続調査申し出の件

(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9名)

村 長 吉 松 啓 一 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
教 育 長 中 村 和 弘 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
会 計 管 理 者 渋谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分



日程第 1 議案第 38 号

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。これから本日の会議を開きます。日程に従いまして、日程第 1、議案第 38 号、相良村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。反対の立場での討論はございませんでしたけども、賛成の立場ということで討論をすると言いますか、意見を付すような形で討論をさせていただきたいと思っております。質疑の時に村長にお尋ねいたしましたけども、村長の想定される事業目的を達成するため、ないしは機動的な行政運営のためには村長がやりやすいように組織の改編をすべきであると思っておりますが、小さな自治体にとりましては、どうしても職員数に限りがある中で、課を増やすベクトルに世の中動いてるのではなくて、むしろ逆が多いと私は認識しております。課を増やすということは、課長の兼任もあるでしょうけども、1 人の課長を必要とされる。相良村みたいな小さい自治体では課長といえども管理業務に徹することなく、本当に職員が一生懸命頑張って、主事、参事クラスの仕事までやっているというような状況も見えて、本当大変だなと思ったところであります。そういった状況の中も踏まえてでしょうけども、村長は職員の人員体制、職員を増やさないということを明言されましたけども、課を増やすならば、ただ課を増やして新しい課を作るだけじゃなくて、私は、やはり一定数の職員数を増やすほうがいいかなという意見を述べたいわけでありまして。自治体によっては、例えば、要するに仮分数状態、職員の人事体制の仮分数状態を解消するために総務課と税務課を一緒にする総務税務課とか、あるいは税務課と保健課を一緒にして住民課とかというふうにする自治体もあるようでありますので、それと逆の方向にあえて村長が考えられるということは、村長の深い考えがあると思いますけども、重ねて申し上げますと、職員数を増やさないではなくて、私は、増やしたうえで村長の事業目的がしっかり達成できるような体制を、職員に過大な負担がかからないような発想をして、職員が自由に良い仕事が、村民のほうを見て良い仕事ができる体制をしていただきたいということで、意見を付して私の賛成討論といたします。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 38 号、相良村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 38 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。



日程第 2 議案第 39 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、議案第 39 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 2 号を議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 39 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 39 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。



日程第 3 から日程第 4 議案第 40 号から議案第 41 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、議案第 40 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号及び日程第 4、議案第 41 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号を一括して議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 40 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号及び議案第 41 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。はじめに、議案第 40 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号を採決します。議案第 40 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 41 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号を採決します。議案第 41 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。



日程第 5 発議第 1 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 5、発議第 1 号、相良村住民投票条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を提出者に求めます。2 番議員、坂田朋美君。

{「はい、議長。」と、2 番議員。}

○2 番(坂田朋美君) おはようございます。はい。発議第 1 号、相良村住民投票条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法 112 条の規定により提出いたします。提案理由としまして、地方自治の本旨に基づき、村政の重要事項に係る意思決定について村民による直接投票の制度を設けることにより、これによって示された村民の総意を村政に的確に反映し、もって公正で民主的な村政の運営及び村民の福祉の向上を図るとともに、村民と行政の協働による村づくりを推進することを目的として提案する。これがこの議案を提出する理由である。補足いたします。この議案は川辺川ダム建設を想定したものになります。それぞれ各立場の方々がいろいろ発言なされておりますが、根拠に乏しいように感じております。建設予定地でもあり、心かよう村づくりをするためにも住民さんからの声を聞くことが大変大事だと思います。状況も変わってきておりますので、新たな気持ちで慎重審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。この議案に対しまして賛成の立場で討論したいと思っております。一言で申し上げますと、この議案は先ほど提案者、提出者が言われましたように川辺川ダムについて、この建設予定地である相良村でありますので、住民の声を聞く、住民に我々政治家として耳を傾けるという場面であります。それぞれの立場の中で、蒲島知事も県民はダムを必要としているという趣旨でダム建設の白紙撤回から促進のほうに転じられました。そしてまた吉松村長も判断できない状態でおられます。村長自身も、村民の声を聞きたいとか、促進する、したいという、ダム促進の村民が多いということを言われておりますが、すべてこれは根拠のない話であります。ですから、我々、やはり政治部門にいる議会、村長という立場の中で、村長も含めてです、村のリーダーとして村民の声に耳を傾けるという直接民主制の場面、これをしっかりと作って大型公共工事を遺憾なく進める、ないしは止めるという場面が必要ではないかと思っております。そういうことで、これは常設型の住民投票条例で今後も生きていく条例であります。直接的には川辺川ダムの建設予定地としての想定をしたものであります。以上の理由で、私はこの条例に関しまして賛成でございます。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) 6 番、西本です。賛成討論を行います。さっき提出者より提案理由について説明ありました。それを聞いておったんですが、その後、補足で川辺川ダム関連だということでしたので、質疑でその辺を確認するつもりでございましたけど、そういうことで、そこまで詳しくおっしゃいましたので質疑する機会をちょっと失ったところでございます。賛成討論を行います。このことは、川辺川ダム建設問題ということでの最初の制定についてということで発議ですが、これについても、建設問題について村民の間でやはり賛否両論があるし、五木でも、村長はもうダム賛成ということを表明なされたし、それでも五木でも村民の間ではいろいろな、まだ説明が足りないとか、何か反対の考えということまで出てきてるようでございます。相良でも、どこそこいろいろ聞いたりしますと、やはり賛否両論があっているところです。これ、条例を制定していただくことで、村民間でも、今後 10 年間で建設予定ということになっておりますが、その間にしっかり村民の考えを醸成していただいて、そして、それについても村で賛否を問うと。今、村長は、賛否について何回も一般質問等でお尋ねあってもはっきりとそういうことで賛否については返事なされておられません。ならば、村民に実際、賛否について問うのも 1 つの論法だと思いますし、そのためにはこの条例の制定が必要かと思っております。そういうことで私は、この条例については賛成でございます。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第 1 号、相良村住民投票条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第 1 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立少数です。したがって、発議第 1 号は、否決されました。



日程第 6 議員派遣の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 6、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた

場合は、議長に一任することに決定しました。



日程第7 閉会中の継続調査申し出の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第7、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会及び川辺川ダム・治水対策特別委員会の各委員長から、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。



○議長(黒木正照君) これで本日の日程は、全部終了しました。令和6年第4回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前10時18分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員